

# 佐井村へ、漁師を志して

—佐井村漁師縁組事業の取り組み—

佐井村漁業協同組合  
家洞 昌太

## 1. 地域の概要

佐井村は下北半島の西端、津軽海峡に面した人口約1,600人余りの小さな村である。山間部には川目の1集落、南北約40kmの海岸線には北から原田、佐井、矢越、磯谷、長後、福浦、牛滝の7集落が点在している(図1)。

前沖では日本海と太平洋の魚種が行き交う好漁場が形成され、漁業が村の基幹産業となっており、海岸線の各集落にはそれぞれ漁港が整備されている。

また、海岸線には「願掛岩」や国の名勝および天然記念物に指定された「仏ヶ浦」があり、県内外から年間十数万人の観光客が訪れている。



図1 佐井村位置図

## 2. 漁業の概要

佐井村沿岸では底建網や小型定置などの定置漁業、採介藻漁業が中心に営まれており、その他、刺し網漁業、一本釣り漁業なども営まれている。主な水産物はマダラ、ヒラメ、ヤリイカ、ウニ類、サケなどで季節によりさまざまな魚種が漁獲されている。令和6年の漁獲数量は1,967トン、漁獲金額は6億2,800万円となっており、その内訳は底建網と小型定置で漁獲数量の85%、漁獲金額の66%を占め、次いでウニ類、エゾアワビ、マコンブなどの採介藻漁業が漁獲数量の8%、漁獲金額の21%を占めている(図2)。

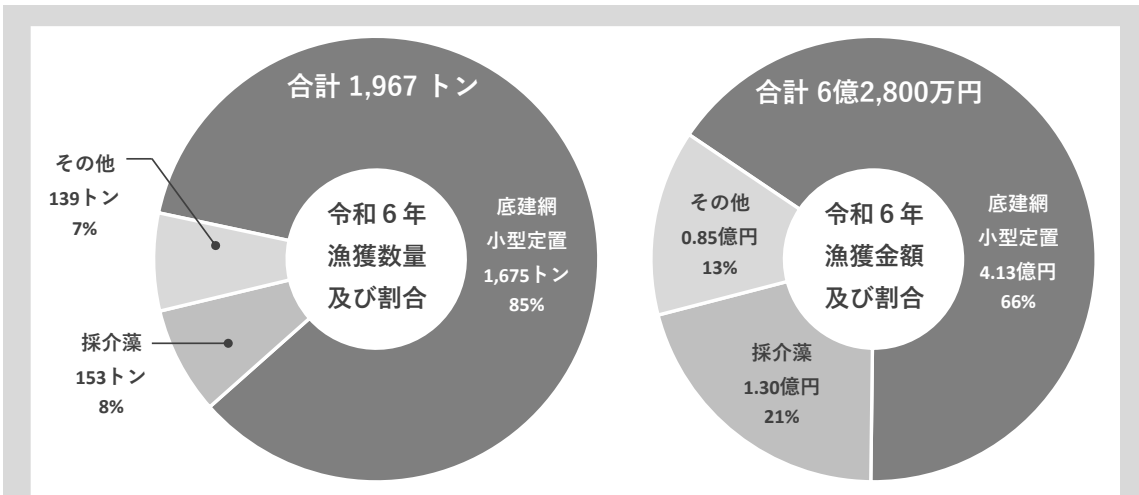


図2 令和6年佐井村の漁獲数量\* (左) および漁獲金額\* (右)

※出典) 令和6年青森県海面漁業に関する調査結果書

### 3. 研究グループの組織と運営

私が所属する佐井村漁業協同組合（以下、佐井村漁協）は、佐井村内唯一の漁協で、昭和 41 年に村内にあった 4 漁協が合併して誕生した。組合員数は令和 6 年末の時点で正組合員 125 名、准組合員 32 名となっているが、その数は年々減少している（図 3）。

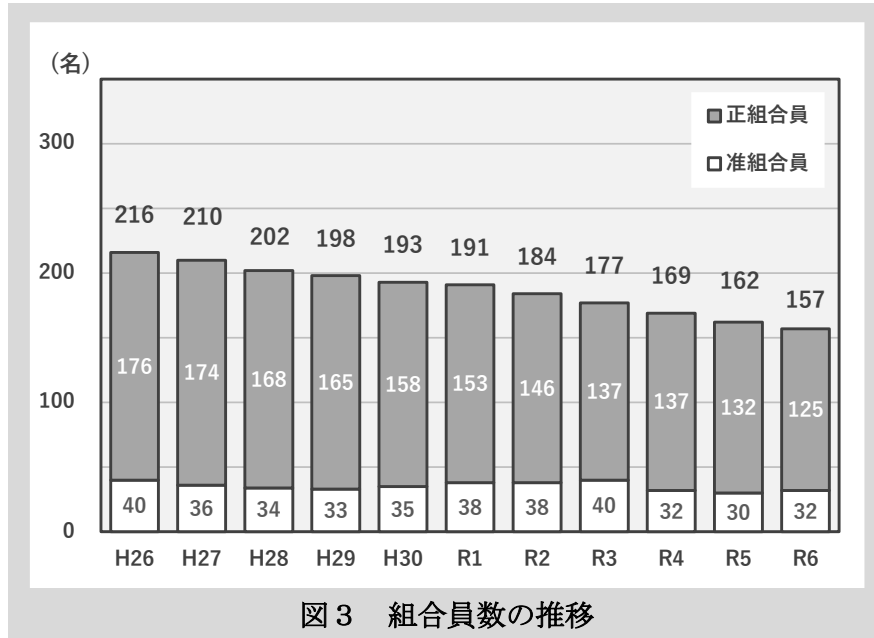


図 3 組合員数の推移

### 4. 研究・実践活動取組課題選定の動機

私は岐阜県出身であり、また、普通科の高校に通っていたので、漁業に関する知識・経験はなく、青森県とも無縁であった。

中学生の頃から釣りが好きで、高校卒業後は漁師になりたいと思っていたので、その方法はないかと調べていたときに、ホームページで「佐井村漁師縁組事業（以下、漁師縁組事業）」のことを知った。

この事業は、県外出身で、漁業を知らない私でも、佐井村に移住し漁師になれるよう制度が整えられていたため、本事業に応募することとした。

### 5. 研究・実践活動状況および成果

#### (1) 漁師縁組事業について

佐井村では基幹産業である漁業の担い手が減少していたため、人材を村外からも受け入れられるよう、佐井村役場が実施主体となって事業を開始した。

「漁師縁組」という事業名には、外部から受け入れた人材たちが、跡継ぎのいない漁師の家に「養子」のようになって、いずれは家業である漁業を引き継いでいってほしい、という思いが込められているとのことである。

#### (2) 事業概要

本事業は国の地域おこし協力隊の制度を活用したものであり、佐井村役場が窓口となり就業希望者の募集を行い、書類審査と面接審査を経て採用される。採用者は佐井村から委嘱を受け「漁業支援員」となり、5年程度の間①基礎研修、②長期研修、

③就業定着の業務に従事し、独立した漁師を目指すこととなる（表1）。

また、漁業支援員の活動期間中は生活費等の資金的な援助も受けられる（表2）。

表1 漁業支援員の業務内容

	業務内容	期間
基礎研修	漁業後継者育成研修「賓陽塾※」へ入講し、漁業の基礎知識等を学ぶ	3か月程度
長期研修	漁師になるための技能・技術を漁業現場で漁業指導者の下で学ぶ	最低2年以上 最長3年程度
就業定着	長期研修終了後、佐井村において佐井村漁協の正組合員もしくは准組合員としての資格を取得し、新たに独立して漁業経営を開始する	2年間

※賓陽塾・・・青森県が（地独）県産業技術センター水産総合研究所に委託し実施している短期集中型の研修、漁業関係法令や制度等の知識やロープワークや漁業実習など漁業にまつわる基礎を学ぶ

表2 漁師縁組事業の漁業支援員への支援内容

支援項目	概要	金額等
賃金	漁業支援員の活動報償費	(3年目まで) 20万7,000円/月 (4年目以降) 18万6,300円/月 (5年目以降) 16万5,600円/月
住居	家賃補助	最大3万円/月
資格	漁業に関する資格取得の補助	下記免許取得に係る費用全額 ・一級・二級小型船舶操縦士免許 ・潜水士免許 ・無線免許
漁具	地域の漁師から中古漁具の斡旋	-

### (3) 漁業支援員としての私の取り組み

#### ①長期研修（H29.3.15～R2.3.14）・基礎研修（H29.6.1～7.31）

私は本事業の最初の採用者のひとりであり、平成29年3月に漁業支援員となった。漁業支援員になった者は、村内の合同会社や漁師会に受け入れてもらい、漁業指導者に選ばれた先輩漁師の指導による長期研修を開始する。

私は本村である佐井地区の合同会社丸漁漁業部（以下、丸漁漁業部）に受け入れ  
てもらい、底建網漁業等について学んだ。

また、丸漁漁業部での長期研修が始まって数か月後、同年6月からは基礎研修も  
始まり、賓陽塾で漁業の基礎を学んだ。基礎研修は7月末で修了した。

基礎研修終了後も丸漁漁業部で長期研修を続けていたが、冬期のマダラの盛漁期  
に合わせて、同年10月からは村内南部の牛滝地区に移ることとなり、同地区を拠  
点とする合同会社坂井漁業部（以下、坂井漁業部）で底建網漁業のほか、小型定置  
漁業等について学んだ（写真1）。以降、私は牛滝地区から移動せず、坂井漁業部で  
活動を続けた。

なお、長期研修が終わるまでに、私は一級小型船舶操縦士及び潜水士の免許を取  
得している。

### ③組合への加入

私は長期研修中である令和元年12月5日に佐井村漁協の准組合員となり、続く  
令和2年1月28日には正組合員となった。

坂井漁業部で活動するうちに組合員資格を満たしており、佐井村漁協から組合員  
にならないかと声がかかったためである。

当初、正組合員となるには5年程度を要すると聞いていたが、実際には2年10か  
月でなることができた。

### ④就業定着（R2.3.15～R4.3.31）と任期終了

組合員になったあとも漁業支援員の任期は続いており、一人前の漁師となるため  
に引き続き坂井漁業部で漁業に従事した。

また、この期間中に、引退する漁師を紹介してもらい、使わなくなった船外機船  
を安く譲ってもらった。夏場の漁がない時期は、陸での作業が終わったあとはこの  
船で沖に出て釣りをするなど、漁師としての活動の幅を拡げることができた。

これらの過程を経て、令和4年3月に漁業支援員の活動を修了した（写真2）。

漁業支援員となった当初は先輩漁師にすごく厳しく怒られた。海の上だと怪我を  
しないようにと口調が荒くなるが、陸に帰ってくれば、皆、優しい。遠いところか  
ら来た自分を受け入れてくれて、とてもお世話になったので、これからも牛滝地区  
で漁師を続けていきたいと思った。



写真1 活動の様子



写真2 修了式の様子

## 6. 波及効果

漁業支援員の任期を終えたあとは、引き続き牛滝地区で暮らし、坂井漁業部の社員となって漁業に従事しながら現在に至っている。

また、現在までに私を含め3名が漁師縁組事業を修了しており、佐井村各地区で漁業に従事しているほか、令和6年度は新たに1名が漁業支援員となっている。

## 7. 今後の課題や計画と問題点

研修期間中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、マダラが豊漁で量は捕れているのに、それに見合った金額にはならず、漁業をひとりで続けるのは厳しいと感じることがあった。

また、いずれ上の世代の漁師が引退したとき、残った者だけでは漁業が立ち行かなくなる懸念もある。

幸い、牛滝地区は自分と歳が近い人たちが戻って来ているので、パートナーとなる漁師を探して、将来的には定置漁業等を一緒に取り組んでいきたいと思っている。

また、漁師縁組事業は現在採用者の住居選定のため募集を一旦停止しているが、準備が整えば新規漁業就業者を再開することなので、ひとりでも多くの仲間が増えることを期待している。